

足立区

話題のスイーツ&グルメまで

めっちゃ

足立の技術が光る逸品が

銭湯の一番風呂貸し切り!?

東京都足立区

ふるさと納税

返礼品

お申し込みはコチラ

予約困難な名店の食事券も!

TOKYO
ADACHI CITY

あだち未来支援室 協働・協創推進課
電話 03-3880-5020 FAX 03-3880-5610
E-Mail npo@city.adachi.tokyo.jp

寄附の使い道をご指定いただける
足立区版ふるさと納税。
ご寄附いただいた皆様に心ばかりの
お礼の品をお贈りします。
お申し込みは「ふるさとチョイス」から。
足立区への応援をぜひお願いします。

▲足立区から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、**14日以内に転入届の手続き**をしてください。

届出には、**転出証明書と本人確認資料**(※1)と**マイナンバーカード**(**個人番号カード**)(※2)が必要になります。

外国人の方は、この他に「全員分の在留カード・特別永住者証明書(みなしを含む)」が必要です。

※1 転入のお手続きの際に必要な本人確認書類は、自治体により異なりますので、あらかじめ新住所地にご確認ください。※2 お持ちの方のみ

ご注意ください

正当な理由がなく14日以内に届出をしなかった場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。

項 目		足立区での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカード・印鑑登録のこと	住民基本台帳カード(住基カード)またはマイナンバーカード(個人番号カード)	手続きの必要はありません。 ※「マイナンバーカード申請中の方」は、転出(予定)日以降の受け取りはできません。再度新住所地で申請をお願いします。 なお、新住所地で申請継続(写真の再利用)が出来る場合があります。新住所地へご確認ください。	住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方は、転入届出時にカードを提示してください。住み始めた日から14日以内に転入届を提出することにより、住基カードまたはマイナンバーカードを新住所地で継続して利用することができます。 くわしい手続き方法については、新住所地にご確認ください。 ※住み始めた日から14日以内に手続きをしないと失効します。
	印鑑登録	転出(予定)日で廃止になります。 印鑑登録証をお返しく下さい。	必要な方は、改めて印鑑登録のお手続きをしてください。
医療・年金・介護のこと	国民健康保険	転出(予定)日で資格がなくなります。 国民健康保険証または国民健康保険資格確認書をお返しく下さい。 ※「資格情報のお知らせ」はお返しいただく必要はありません。	転入届出時に加入の手続きをしてください。加入手続き方法については、新住所地へご確認ください。
	国民年金第1号被保険者	手続きの必要はありません。	日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されている方は、原則住所変更手続きは不要です。
	国民・厚生年金受給者	手続きの必要はありません。	「年金受給権者住所変更届」をお近くの年金事務所へ提出してください。※日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されている方は、原則住所変更手続きは不要です。
	介護保険	被保険者証をお返しく下さい。 ※住所地特例施設に入所される方は、被保険者証はそのままお持ちください。後日新住所地の住所が記載された被保険者証を郵送します。	要介護・要支援認定を受けている方で、新住所地に認定を引き継ぐ方は、新住所地に住み始めた日から14日以内に認定手続きをしてください。 ※住み始めた日から、14日以内に手続きをしないと失効します。
	・ 都 医療券(人工透析・気管支ぜん息など) ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	都内へ 都外へ	新住所地へご確認ください。
		医療券・医療証または受給者証をお返しく下さい。 ※新住所地で受給者証のコピーが必要になる場合があります。くわしくは新住所地へご確認ください。	
障 受給者証		受給者証をお返しく下さい。 ※都内へ転出されるかたは、受給者証交付状況連絡票を交付します。	新住所地へご確認ください。 ※課税証明書が必要となる場合があります。必要年度等は、新住所地へお尋ねください。
公害医療手帳		衛生管理課公害保健係(電話 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602)へお問い合わせください。	

項 目		足立区での手続き		新住所地での手続き	
高齢者のこと	後期高齢者医療制度	都内へ	被保険者証または資格確認書をお返しください。	新住所地へご確認ください。	
		都外へ	転出（予定）日で資格がなくなります。被保険者証または資格確認書をお返しください。		
	シルバーパス	都内へ	手続きの必要はありません。	東京バス協会にご連絡ください。 （電話 03-5308-6950）	
		都外へ	転出(予定)日で資格がなくなります。パスをバス営業所または東京バス協会にお返しください。くわしくは東京バス協会へお問い合わせください。		
老人ホーム等の施設に入る方			介護保険課資格保険料係 （電話 03-3880-5744 FAX 03-3880-5621） 国民健康保険課資格賦課担当 （電話 03-3880-5240 FAX 03-3880-5618） 高齢医療・年金課 （電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981） にご連絡ください。	転入届出、施設等への届出の手続きをしてください。	
おとなまのこと	公立小・中学校		転校する方は学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をもらってください。	「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参して、新住所地で転校の手続きをしてください。	
	母子健康手帳		手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。	
	乳幼児の健診・予防接種		手続きの必要はありません。		
	乳・子・青医療証		転出(予定)日で資格がなくなります。医療証をお返しください。		
	(国) 出産・子育て応援給付金		手続きの必要はありません。	足立区で申請していない場合は、新住所地へご確認ください。	
	児童手当		手続きの必要はありません。 ※単身での転出の場合は、手続きが必要になることがありますので、親子支援課児童手当係へご連絡ください。 （電話 03-3880-6492 FAX 03-3880-5573）	転出予定日の翌日から 15 日以内に新住所地で申請が必要です。手続きに必要な書類は新住所地へご確認ください。	
	児童扶養手当・児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成制度		親子支援課ひとり親手当・医療係で手続きが必要です。 （電話 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573）	転入時に手続きが必要です。 くわしくは新住所地へご確認ください。	
特別児童扶養手当		手続きの必要はありません。			
税金・保険料のこと	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、又は、後期高齢者医療保険料に未納のある方		未納のある税・保険料の担当課へご連絡ください。 *おかけ間違いのないようにご注意ください。 □特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割） ― 納税課 （電話 03-3880-5236・5237 FAX 03-3880-5612） □国民健康保険料 ―――― 国民健康保険課滞納整理第一係・第二係 （電話 03-3880-5243・5244・5019 FAX 03-3880-5618） □介護保険料 ―――― 介護保険課資格保険料係 （電話 03-3880-5744 FAX 03-3880-5621） □後期高齢者医療保険料 ―――― 高齢医療・年金課 （電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981）		
	新たな年度の特別区民税・都民税について		特別区民税・都民税は、その年の 1 月 1 日に住民登録があった区市町村で課税されます。そのため、転出後に足立区から納税通知書等が送付される場合があります。その際は、納期限までに納めてください。		

	項 目		足立区での手続き	新住所地での手続き
障がいのこと	身体障害者手帳 愛の手帳		手続きの必要はありません。	新住所地で住所変更等の手続きをしてください。
	・ 自立支援医療受給者証 （精神通院・育成医療・更生医療） ・ 精神障害者保健福祉手帳		手続きの必要はありません。	転入手続きが必要です。手続き方法については新住所地へご確認ください。
	障害福祉サービス受給者証		（身体・知的・難病） お住まいの地域を担当する障がい福祉課各 援護係へご連絡ください。 （精神） お住まいの地域を担当する各保健センタ ー、中央本町地域・保健総合支援課の各地 域保健係へご連絡ください。	新住所地で新たに受給者証発行の手続きを行ってください。その際、障害支援区分をお持ちの方は、足立区で発行した「障害支援区分認定証明書」を新住所地に提出してください。
	障がい者福祉手当 難病患者福祉手当 特別障害者手当 障害児福祉手当		手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
	重度心身障害者手当	都内へ	手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
		都外へ	転出日で資格がなくなります。印鑑を持参し、障がい給付係、各援護係で届出の手続きをしてください。	
その他	排気量 125cc 以下のバイク・ 小型特殊自動車		ナンバープレート変更などの手続きが必要になります。 くわしくは、課税課軽自動車税係（電話 03-3880-5848 FAX 03-5681-7665）へお問い合わせください。	
	犬の登録		手続きの必要はありません。	「マイクロチップ」で登録をされている方 環境省のマイクロチップ登録サイトから住所変更 手続きを行ってください。自治体によっては、再度、 自治体での登録が必要となる可能性がありますので、 新住所地の自治体にお問い合わせください。 「鑑札」をお持ちの方 足立区で交付された「鑑札」を持参し、転入の手続 きをしてください。

【重 要】

● コンビニエンスストアでの証明書の取得について

転出する本人は、転出予定日の前営業日（足立区役所開庁日）までは、
コンビニエンスストアにて証明書の発行が可能です。



03-3880-0039

FAX : 03-3880-0041



【受付時間】午前8時～午後8時（1月1日～1月3日を除く毎日）
※専門的知識を要する内容や個人情報を伴う内容などは、担当の係をご案内いたします。